〇三浦市個人情報保護条例

平成9年9月30日三浦市条例第12号

改正

平成12年3月30日三浦市条例第8号
平成12年12月27日三浦市条例第36号
平成17年7月27日三浦市条例第27号
平成21年3月26日三浦市条例第3号
平成21年12月10日三浦市条例第27号

三浦市個人情報保護条例

目次

第1章　総則（第1条―第5条）
第2章　実施機関が保有する個人情報の保護（第6条―第13条）
第3章　開示及び訂正の請求権（第14条―第22条）
第4章　救済の手続及び救済機関（第23条―第25条）
第5章　個人情報保護運営審議会（第26条）
第6章　出資法人、指定管理者等が保有する個人情報の保護（第27条―第28条）
第7章　雑則（第29条―第32条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護がきわめて重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　実施機関　市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。

（2）　事業者　事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。

（3）　個人情報　個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（4）　個人情報の取扱い　個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。

（実施機関等の責務）

第3条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2　実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事業者の責務）

第4条　事業者は、その事業活動の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護が重要であることを認識し、適正な個人情報の取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

2　事業者は、その事業活動に伴って保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第5条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章　実施機関が保有する個人情報の保護

（取扱いの制限）

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ三浦市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

（1） 思想、信条及び宗教
（2） 人権及び民族
（3） 犯罪歴
（4） 社会的差別の原因となる社会的身分
（5） 前各号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項

（個人情報取扱事務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る個人情報（市又は国若しくは他の地方公共団体の職員又は職員であった者に関する個人情報で、専らその職務に関するものが記録された公文書又は磁気テープ等で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を使用する事務に限る。以下同じ。）について、あらかじめ事務の名称、目的その他必要な事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人の同意に基づき収集するとき。
（2） 法令等の規定に基づき収集するとき。
（3） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて収集するとき。
（4） 出版、報道等により、公にされたものから収集するとき。
（5） 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に当該個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
（2） 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
（3） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又

は提供するとき。
（4） 実施機関が、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。
（適正な維持管理）
第10条 実施機関は、個人情報の改ざん、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる個人情報については、この限りでない。
4 実施機関は、前3項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めなければならない。
（オンライン結合による提供）
第11条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。
2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。
（委託に伴う措置）
第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該契約において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
（受託者の責務）
第13条 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を実施機関から受託した者は、当該受託事務又は受託事業の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。
2 前項の受託事務又は受託事業に従事している者又は従事していた者は、その事務又は事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は受託した目的の範囲を超えて使用してはならない。

第3章 開示及び訂正の請求権

（開示請求権）
第14条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報の開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求（以下「開示請求」という。）することができる。
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。
3 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。
（開示しないことができる個人情報）
第15条 実施機関は、前条第3項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、開示しないことができる。
（1） 開示請求した者以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとき。
（2） 事業者に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該事業者が有する競争上の正当な利益を侵すおそれがあるとき。
（3） 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
（4） 国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあるとき。
（5） 本市の機関内部若しくは機関相互又は本市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示をすることにより、当該審議、検討、調査、研

究等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
（6） 本市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、指導、取締り、渉外、争訟、交渉、試験その他の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。
（7） 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の保持及び秩序の維持に関する情報であって、開示しないことが適当と認められるとき。
（8） 法令等の定めるところにより明らかに開示をすることができないとされているとき。

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当することにより、開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示しないことができる個人情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、開示しないことができる個人情報に係る部分を除いて、開示請求した者に当該個人情報の開示をするものとする。

（訂正請求）

第17条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報の記録について事実に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該記録の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求（以下「訂正請求」という。）することができる。

２ 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（請求手続）

第18条 開示請求又は訂正請求をする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に請求書を提出しなければならない。

２ 訂正請求をする者は、当該訂正の内容が事実に合致することを証する書類を提示又は提出しなければならない。

３ 請求者は、実施機関に対して本人又はその法定代理人であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

（請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、開示請求又は訂正請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に対する諾否を決定し、当該決定の内容又は個人情報の不存在を請求者に通知しなければならない。

２ 実施機関は、前項の規定により開示しない旨を決定した場合において、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

３ 実施機関は、やむを得ない理由により第１項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、理由を付してその旨を請求者に通知しなければならない。

４ 実施機関は、第１項の決定を行う場合において、当該決定に係る個人情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示等の実施）

第20条 実施機関は、個人情報の開示を決定したときは、前条第１項に規定する通知により指定する日時及び場所で、請求者に当該個人情報を開示しなければならない。

２ 個人情報の開示の方法は、閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求める方法により行うものとする。

３ 実施機関は、前項に規定する方法により個人情報を開示する場合において、当該個人情報を記録した文書、図画等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該文書、図画等を複写したものの閲覧又は写しの交付により開示することができる。

４ 実施機関は、訂正請求について、訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正し、その旨を本人及び当該個人情報を利用し又は提供している者に通知しなければならない。

５ 実施機関は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認しなければならない。

（開示請求の特例）

第21条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第18条第１項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

２　実施機関は、前項の規定により開示請求があったときは、第19条第１項の規定にかかわらず、開示又は不開示の決定をしないで、速やかに、前条第２項又は第３項に規定する方法により開示しなければならない。

（費用負担）

第22条　第20条第２項及び第３項に規定する方法のうち写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

第４章　救済の手続及び救済機関

（是正の申出）

第23条　何人も、実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正（事実の誤りの訂正を除く。）を申し出ること（以下「是正の申出」という。）ができる。

２　第14条第２項の規定は、是正の申出について準用する。

３　是正の申出をする者（以下この条において「申出者」という。）は、実施機関に申出書を提出しなければならない。

４　申出者は、実施機関に対して本人又はその法定代理人であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

５　実施機関は、是正の申出を受けたときは、遅滞なく、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、審議会の意見を聴いた上で当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を申出者に通知しなければならない。

（不服申立てがあった場合の手続）

第24条　実施機関は、第19条第１項に規定する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、三浦市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該不服申立てについて諮問しなければならない。

２　実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して速かに、当該不服申立てに対する決定を行い、不服申立人に通知しなければならない。

（審査会）

第25条　前条第１項に規定する実施機関の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定による附属機関として、審査会を設置する。

２　審査会は、委員３人以内をもって組織する。

３　委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

５　審査会の委員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

６　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第５章　個人情報保護運営審議会

第26条　この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、本市に地方自治法第138条の４第３項の規定による附属機関として、審議会を設置する。

２　審議会は、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査及び審議し、答申するとともに実施機関に対して意見を述べることができる。

３　審議会は、委員５人以内をもって組織する。

４　委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

５　前条第４項及び第５項の規定は、審議会の委員について準用する。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第６章　出資法人、指定管理者等が保有する個人情報の保護

（出資法人の責務）

第27条　市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定管理者の責務）

第27条の２　第２章の規定（第７条を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する公の施設の管理に関

する業務に係る個人情報の取扱いについて準用する。

（助言）

第27条の3 出資法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理について、実施機関に対し助言を求めることができる。

2 指定管理者は、前条に規定する個人情報の取扱いについて、実施機関に対し助言を求めることができる。

（事業者に対する啓発）

第28条 市長は、事業者において個人情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及及び促進に努めるものとする。

第7章 雑則

（適用除外）

第29条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（1） 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

（2） 統計法第52条第1項に規定する個人情報

（3） 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報

2 第3章の規定は、他の法令に開示請求又は訂正請求に関する規定があるときは、適用しない。

（国等との協力）

第30条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

（運用状況の公表）

第31条 市長は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（その他の事項）

第32条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書、第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第26条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第2項の規定中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行われている個人情報取扱事務については、遅滞なく」と、第11条第2項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附 則（平成12年3月30日三浦市条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日三浦市条例第36号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年7月27日三浦市条例第27号）

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日三浦市条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月10日三浦市条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）のうちこの条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属することとなる事務（以下「管理者の事務」という。）に係るもの又はこの条例の施行の際現に市長に対してされている申請その他の

行為（以下「申請等」という。）で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、管理者がした処分等又は管理者に対してされた申請等とみなす。

３　市長に対して届出その他の手続をしなければならない事項のうち施行日前にその手続がされていないもので、管理者の事務に係るものについては、施行日以後においては、管理者に対してその手続がされていないものとみなす。